京都市告示第３１９号

道路法第１８条の規定に基づき，次のように道路の区域を変更し，その供用を開始します。

その関係図面は，京都市建設局において告示の日から２週間一般の縦覧に供します。

平成２７年８月１８日

京都市長　門　川　大　作

道 路 の 種 類　　　市　　道
供用開始の期日　　　告示の日
路線名及び道路の区域

路　線　名	区　　　　間	旧新別	延　　長	敷地の幅員
大森経46号線	北区大森中町２番地の１地先から 同区大森中山53番地の１地先まで	旧	メートル 34.50	メートル 5.40 ～ 6.15
		新	35.50	6.40 ～ 14.30
大森緯１－１号線	北区大森中町144番地の１地先から 同町125番地の３地先まで	旧	65.90	5.15 ～ 7.20
		新	65.90	6.05 ～ 15.30
小野郷１号線	北区大森中町２番地の１地先から 同区大森中山53番地の１地先まで	旧	34.50	5.40 ～ 6.15
		新	35.50	6.40 ～ 14.30
小野郷４号線	北区大森中町144番地の１地先から 同町125番地の３地先まで	旧	65.90	5.15 ～ 7.20
		新	65.90	6.05 ～ 15.30

（建設局土木管理部道路明示課）